川内村住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

令和７年３月　策定
令和７年４月　改定

住宅の耐震化を一層促進し、川内村の安全・安心を確保するため、具体的な行動計画となる「住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」を以下のとおり策定する。

１　目　的

川内村耐震改修促進計画に掲げる住宅の耐震化目標を達成するため、必要な取組を位置付け、その進捗状況を把握・評価するとともに、本プログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を促進することを目的とする。

２　実施取組期間

令和６年度　～　令和８年度　（３年間）
※川内村耐震改修促進計画の計画期間とする。

３　対象区域・建築物

・川内村全域
・旧耐震基準（昭和 56 年５月 31 日以前に工事が着手されたもの。）で建設された木造戸建住宅

４　取組目標

【実施計画】

	取組内容	令和７年度目標
財政支援	・対象建築物の耐震診断費の一部を補助	１戸
	・対象建築物の耐震改修費の一部を補助	１戸
普及啓発	１．耐震診断の未実施者に対する対応 ①対象建築物の所有者等へ耐震化に関することを広報により全戸配布を実施 ②戸別訪問の希望者には、直接訪問して説明	①全戸配布 ②希望者全員
	２．耐震診断の既実施者に対する対応 ①当該年度耐震診断実施者に補強計画・概算費用を提示 ②耐震診断を実施後も耐震改修等に至らず、１年以上経過している者に対し、電話等で耐震化を促す	①診断実施者全員 ②３戸
	３．事業者に対する対応（技術力向上） ①事業者向けの技術講習会を実施 ②耐震改修事業者リストを川内村の広報媒体（広報誌、Web 等）にて周知	①講習会実施 ②広報媒体掲載
	４．その他、一般向けの対応（周知普及） ①住宅の耐震化に関するチラシを作成し、川内村の広報媒体で周知 ②住民向け説明会やパネル展示等を実施	①広報媒体掲載 ②パネル展示